

●しまりすの処遇改善加算について

- ・しまりすの処遇改善加算は新加算Ⅰを算定している

【算定基準】

【キャリアパス要件Ⅰ】賃金形態の整備

福祉・介護職員について、職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。

→サービス管理責任者へのサビカン手当を実施

【キャリアパス要件Ⅱ】研修の実施等

福祉・介護職員の資質の向上として、①研修機会の提供②資格取得の支援の実施

→①…一部職員にサビカン講習のすすめ

→②…個人が望む資格取得の為の休暇を取りやすくする

【キャリアパス要件Ⅲ】昇給の仕組み

資格等に応じて昇給する仕組み、一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み

→就業規則に記載

【キャリアパス要件Ⅳ】改善後の賃金要件

賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上又は月額8万円以上の賃金改善が1人以上（経験・技能のある福祉・介護職員）。

→各事業所に最低1人以上

【キャリアパス要件Ⅴ】介護福祉士の配置等

→福祉専門職員配置等加算を算定済

【職場環境等要件】

入職促進に向けた取組→他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

両立支援・多様な働き方の推進→有給休暇が取得しやすい環境の整備

【生産性向上のための業務改善の取組】

→高齢者の活躍を推奨し、業務に負担にならぬよう配慮

【見える化要件】

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記算定要件についての具体的な取り組み内容を「見える化」＝「情報公開制度や法人ホームページを活用するなどして、外部から見える形で公開すること」が求められます。

→令和6年度計画では障害福祉サービス等像法公表システムへの掲載を予定しておりましたが、本年度中に自社HPに記載する予定です。